

事例番号:280073

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第二部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 41 週 3 日 0:50 陣痛発来のため入院

4) 分娩経過

妊娠 41 週 3 日

9:20 高位破水

13:20 羊水混濁あり

時刻不明 胎児心拍数基線は頻脈、基線細変動減少あり、高度遷延一過性徐脈、高度遅発一過性徐脈、サイソイタルパターンなどの異常波形を継続して認める(妊娠 41 週 5 日まで)

妊娠 41 週 4 日

9:02 血液検査:白血球 $24.7 \times 10^3 / \mu\text{L}$ 、CRP 11.01mg/dL

9:52- オキシシ点滴による陣痛促進開始

妊娠 41 週 5 日

1:20 陣痛増強の見込みなし、オキシシ点滴中止

11:41 分娩停止、前期破水、子宮内感染疑いの診断で帝王切開により児娩出

胎児付属物所見:羊水混濁(3+)、臍帯巻絡頸部 2 回

胎盤病理組織学検査:胎盤内膜炎症Ⅲ、臍帯炎症(静脈Ⅱ、動脈Ⅲ)、胎盤

胎児面モニタリング「強」

5) 新生児期の経過

- (1) 在胎週数:41 週 5 日
- (2) 出生時体重:3110g
- (3) 臍帯動脈血ガス分析値: pH 6.914、PCO₂ 102.8mmHg、PO₂ 14.7mmHg、
HCO₃⁻ 20.8mmol/L、BE -15.1mmol/L
- (4) アプガースコア:生後 1 分 1 点、生後 5 分 1 点
- (5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク)、胸骨圧迫、アドレナリンの投与、気管挿管
- (6) 診断等:出生当日 重症新生児仮死、低酸素性虚血性脳症、胎便吸引症候群
- (7) 頭部画像所見:生後 10 日 頭部 MRI で小脳から大脳半球全体に高信号域が散見され出血壊死変化を認める

6) 診療体制等に関する情報

- (1) 診療区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師:産科医 5 名、小児科医 4 名
看護スタッフ:助産師 12 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は分娩経過中に生じた胎児低酸素・酸血症であると考えられる。
- (2) 胎児低酸素・酸血症の原因は、胎盤機能不全および、臍帯圧迫による臍帯血流障害が発症し、これらによる胎児低酸素の状態が分娩前約 2 日間にわたって持続したことであると考えられる。
- (3) 子宮内感染が脳性麻痺の発症ないし、増悪に関与した可能性が考えられる。
- (4) 胎便吸引症候群による新生児の低酸素・酸血症が脳性麻痺の増悪に関与した可能性が考えられる。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠 41 週 3 日に陣痛発来のため入院管理とし、分娩(帝王切開)までほぼ連続的に分娩監視装置を装着したことは一般的である。
- (2) 妊娠 41 週 3 日、高位破水確認後より抗菌薬投与を開始したことは一般的である。
- (3) 妊娠 41 週 3 日 14 時 50 分以降の胎児心拍数波形レベル 4 の状態で急速遂娩を考慮せず経過観察したことは一般的ではない。
- (4) 妊娠 41 週 4 日、胎児心拍数波形レベル 4 の状態が持続している状況で、オキシトシン点滴による陣痛促進を開始したことは医学的妥当性がない。
- (5) オキシトシンの投与量を 160mL/時間まで増量したことは基準から逸脱している。
- (6) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

出生後の蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、胸骨圧迫、アドレナリンの投与、気管挿管)、および NICU へ新生児搬送したことは一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2014」を再度確認し、胎児心拍数レベル分類に沿った対応と処置を行うべきである。
- (2) オキシトシンによる陣痛促進を行う際には、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2014」に即した使用法を行うべきである。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

本事例では事例検討が行われているが、その検討内容については胎児心拍数陣痛図の判読の観点から検討がなされていないので、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2014」に則して、外部委員を含めての本事例に関する検討会を行うことが望まれる。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

- (1) 学会・職能団体に対して
なし。

(2) 国・地方自治体に対して
なし。